

総務省法令適用事前確認手続（照会書）

令和 4 年 1 1 月 1 4 日

総 務 大 臣 殿

照会者名（法人等にあつてはその名称及び代表者の氏名）

株式会社ジェイフィールド

代表取締役 漆畑 洋輔

住所（法人等にあつては主たる事務所等の所在地）

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町 1 丁目 5 KS ビル

上記代理人

弁護士 重 隆憲（しげ たかのり）



〒101-0052 東京都千代田区神田小川町 1-8-5

金石舎ビル 3 階 元田・重法律事務所

電話番号：03-3251-2871 FAX 番号：03-3251-2872

電子メールアドレス：rxu05546@nifty.com

総務省法令適用事前確認手続規則（平成 13 年 8 月 29 日総務省訓令第 197 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり照会します。

なお、照会及び回答内容が公表されることに同意します。

記

1 法令の名称及び条項

法令の名称：携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信  
役務の不正な利用の防止に関する法律（平成十七年法律第三十一号）

法令の条項：同法 10 条

2 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

(1) 照会者は、Wi-Fi ルータのレンタル事業等を行っている事業者です。

(2) 照会者は、データ通信のみが可能な通信機器（以下「本件通信機器」といいます）に、データ通信だけではなく通話可能な SIM カード（以下「本件 SIM カード」といいます）を、本件通信機器に物理的に分離不可能なかたち（※1）で装着し、本件通信機器と本件 SIM カードが一体となったルータ（以下「本件ル

ータ」といいます)を、有償で貸与する事業を予定しております。

※1 「物理的に分離不可能なたち」とは、具体的には本件通信機器に本件SIMカードを装着した後に、SIMカードの取出口を強力な接着剤等で埋めてしまふ、強力な接着剤で封印する、あるいはシムホルダーに本件SIMカードを強力な接着剤で固定し、なおかつシムホルダー自体を本件通信機器に強力な接着剤で固定する方法です。これによって、本件通信機器を破壊せずに本件SIMカードを取り出すことを不可能とし、更に本件SIMカードを取り出そうとすれば、本件SIMカード自体も破壊される状態とし、本件SIMカードが本件通信機器に基盤ごと装着されたのと同様の状態です。

(3) 契約関係について説明致します。

本件SIMカードは、株式会社NTTドコモ（以下「ドコモ」といいます）から提供されているSIMです。ドコモと照会者との間で、本件SIMについての契約があります。これを踏まえて、照会者と個別の利用者との間で、本件ルータのレンタル契約（有償貸与に関する契約）が存在します。

仮に利用者によって本件SIMの通話機能が使用された場合（ほぼあり得ない事態であることは※2のとおりです）、発生した通話料は照会者が負担し、個別の利用者は負担しません。ドコモと照会者との間では本件SIMに関する契約が存在し、また照会者と個別の利用者との間では、データ通信に関して本件ルータのレンタル契約が存在しますが、照会者と個別の利用者との間では、通話については契約が存在しないためです。もっとも、照会者と個別の利用者との間のレンタル契約はあくまでデータ通信に関してのレンタル契約であり、通話機能が使用された場合、レンタル契約違反となります。

また、通話機能が使用された場合、照会者もすぐに確認が可能であり、これはレンタル契約違反となりますので、可及的速やかに本件SIMの利用は停止されます（通話機能だけでなくデータ通信についても利用が停止されます）。照会者にとっても、通話機能が使用されることは契約違反であり通話料の発生等、照会者に不利益が生じ得るため、照会者の不利益回避のためにも、可及的速やかに本件SIMの利用停止を行います。

※2 本件SIMを利用して通話が行われることは、字義通り方に一つの可能性であり、ほとんどあり得ない事態です。①まず本件SIMが通話可能であることについて利用者には一切伝えておりません。利用者にはデータ専用SIMとして説明をし、利用者との契約内容もあくまでデータ専用のルータのレンタル契約です。したがって、そもそも本件SIMを用いて通話を試みる利用者は、いないものと想定されます。②更に本件SIMを接着剤等で物理的に分離不能とする点は、上述のとおりです。③加えて、本件ルータのSIM挿入部分には、「取出厳禁」等の表示を行います。当該表示に反してリスクを冒して取り出し行為を行う利用者

は、極々僅かと想定されます。本件SIMを用いて通話が行われるまで、2重3重のハードルがあり、本件SIMを利用して通話が行われることは万に一つの状況ですが、仮に万が一、通話が行われた場合について説明をしたものです。(4)背景事情について説明します。

照会者としてはドコモからデータ通信専用のSIMの提供を受けられれば最善であるものの、ドコモにおいては5G対応では通話機能付のSIMしか提供をしていないとのことで、本件SIM(通話可能なSIM)をやむなく用いているものです。

またドコモにおいて予め本件SIMの通話機能をシステム上停止するよう要請を致しましたが、この点についてもそのようなサービスの提供は行われていないとのことでした。

### 3 当該事実が照会法令の適用対象となる(ならない)ことに関する照会者の見解及び根拠

(1) 照会者としては、2項記載の行為(本件ルータの有償での貸与事業)は、同法10条1項の「通話可能端末設備等を有償で貸与すること」には該当せず、同条項による禁止の対象とはならないものと考えております。以下に述べるとおり、本件ルータは「通話可能端末設備等」に該当しない為です。

確かに、本件SIMカードは単体で見ると、これは同法2条6項の「通話可能端末設備等」に該当します。本件SIMカードは通話機能も備えているためです。従って、本件SIMカード単体を有償で貸与する場合は、同法10条1項による本人確認が必要となります。同様に、本件通信機器に「分離可能・取出可能」なかたちで本件SIMカードを装着した場合も、貸与を受けた者において、本件SIMカードを取り外して音声通話を行う可能性があるため、やはり、同法10条1項の規制に服するものと考えられます。

(2) しかしながら、2項で述べたように、本件通信機器と本件SIMカードを「物理的に分離不可能なかたち」で一体のものとした本件ルータについては、本件ルータで通話機能を利用すること、通話をすることは不可能であり、本件ルータは「通話可能端末設備等」に該当しないものと考えております。

(3) また2項で契約関係、通話機能が万が一利用された場合の契約関係や本件SIMの利用停止等について述べたとおりであり、本件ルータは「通話可能端末設備等」に該当しないものと考えております。

従って、本件ルータの有償貸与の場合は、同法10条1項による禁止の対象にはならないものと理解しております。

(4) 同法の趣旨について、同法が規制するのは、音声通話に関して、いわゆる振り込め詐欺などの携帯電話の不正利用を防止するため、携帯電話の契約時の本人確

認義務や携帯電話の無断譲渡の禁止などを内容とするものです。いわゆるデータカードのレンタルは、同法の規制対象とはなりません。御庁の「Q&A ーレンタル携帯電話事業者向けー」の「2-4」でも、「データカードは、通話可能ではないため「通話可能端末設備等」に該当せず、法の対象外です。」と説明されています。

本件ルータは、本件通信機器と本件SIMカードを「物理的に分離不可能なかたち」で一体のものとしており、また契約関係からしても通話不可であり万が一通話機能が利用された場合もすぐに本件SIMの機能全てが停止され、通話可能ではないため「通話可能端末設備等」に該当せず、同法の趣旨からしても、規制の対象外と考えられます。

#### 4 公表の延期の希望（希望する場合のみ）

- (1) 理由
- (2) 公表可能時期